

## 東北地方太平洋沖地震被災者の医療等の取り扱いについて

2011年3月12日現在 東京保険医協会調べ

3月11日の東北地方太平洋沖地震（以下「東北大震災」）では次々と被害状況が判明し、多数の負傷者や死者が出ている。また被災地の医療機関も被害を受け、他府県の医療機関が被災者の医療にあたらなければならない状況となっている。現在、3月12日までに厚労省の各部局から被災者の医療、一部負担金等の取り扱いの事務連絡が出された。現在判明している取り扱いは以下の通りである。

なお、保険請求時のレセプト記載方法等ははまだ通知が出ていない。

### （１）被災者が保険証を医療機関に提示できない場合

患者の氏名等を確認のうえ保険診療扱いが可能である。確認事項は以下の通り。

社会保険（高齢受給者も含む）：氏名、生年月日、事業社名

国民健康保険（高齢受給者も含む）・後期高齢者：氏名、生年月日、住所

### （２）一部負担金の減免及び徴収猶予

家屋が全半壊・全半焼または被保険者または世帯主が重篤な傷病、所得減少の場合に減免、徴収猶予の対象になる。その取り扱いを受けるには保険者に、免除の事由により 消防署又は警察署等の発行する被災程度の確認しうる証明書、 所得減少の根拠となるもの等、必要なものを添えて保険者に申請する。保険者の判断により減免、徴収猶予が記載された認定証が交付される見込みである。

医療機関では認定証の記載に応じた一部負担金の取り扱いをする。

（３）公費負担医療の取り扱い公費負担医療を受けている被災者が、医療機関で、患者票等の提出ができない場合に、 以下の各制度の対象者であることの申し出がある、 氏名、 生年月日、 住所等を確認することにより公費負担医療として診療することが可能であり、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとすることが、厚生労働省関係当局より通知された。

対象となる制度（カッコ内は法別番号）

ア、被爆者援護法・原爆一般医療（19）、認定医療（18）、毒ガス障害者救済対策事業

イ、感染症法・結核（10・11）、一類・2類感染症（28）、新感染症（29）

ウ、特定疾患治療研究事業（51）

エ、肝炎治療特別促進事業（38）

オ、児童福祉法・療育医療（17）、小児慢性疾患（52）

カ、母子保健法・養育医療（23）

キ、生活保護法（12）

ク、戦傷病者特別援護法・療養給付（13）、更生医療（14）

ケ、中国残留邦人等の医療（25）

コ、障害者自立支援法・精神通院（20）、更生医療（15）、育成医療（16）

### （４）レセプトの記載方法

現在不明、今後通知が出される見込みである。

### （５）保険料の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長

被災により( 2 )に示した事由( 家屋の全半壊、全半焼、重篤な傷病、所得減少 )に該当する場合、保険者に申請をすれば、保険者の判断により保険料の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができる。

( 6 ) 労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、請求書提出時の弾力的取扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外等の考え方、相談・請求の把握について都道府県労働局に 指示( 3月11日 労働基準局労災補償部補償課長・指示文書未確認 )

( 7 ) 要介護認定事務の取り扱いや被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼( 3月12日 老健局、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課・依頼文書未確認 )